

平成 30 年度「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議
奄美大島部会」
及び「奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 奄美大島自然利用部会」
議事録

日時：平成 30 年 8 月 30 日（木）14:00～16:00

場所：大島支庁本館 4 階大会議室

1. 開会

2. あいさつ（鹿児島県自然保護課 奄美世界自然遺産登録推進室 大西室長）

本日は世界自然遺産候補地地域連絡会議の奄美大島部会と世界自然遺産候補地保全・活用検討会の奄美大島自然利用部会との合同会議として開催する。今回の会議は、IUCN 勧告への対応方針及び今後のスケジュール，行動計画の進捗状況について，両会議の共通の議事になり得ること，また，構成メンバーも重なるということもあり，合同会議とすることとなった。今年 5 月の IUCN に登録延期勧告が出され，6 月に推薦取り下げが決定したところであるが，勧告の中では，奄美大島も徳之島も推薦地の価値については登録の可能性があると評価されているところであり，環境省においても来年 2 月に推薦書提出を目指すと言っている。県においても，地元の関係団体の皆様と連携しながら，推薦に向け，引き続き色々な取り組みを進めたいと思っている。本日は，議事に基づき進めていく中で，皆様のご意見等を頂きながら一緒に進めてまいりたい。

3. 議事

(1) IUCN 勧告への対応方針及び今後のスケジュールについて

◆参考資料 1：「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」に関する IUCN 評価結果及び勧告の概要について，資料 1：世界自然遺産登録に向けた今後のスケジュール，資料 2：IUCN からの勧告等への対応方針について（素案）－環境省奄美自然保護官事務所 千葉上席自然保護官より説明

◆大西室長の進行により，以下のとおり質疑応答，意見交換を行った。

越間会長（奄美観光協会）：基本的なことであるが，土地の購入の話もあったが，スタルマタ線，三太郎線というのがどの地区なのかを教えてください。

千葉上席自然保護官（環境省）：西仲間から東仲間にかけて通っている三太郎峠のところの道，国道の旧道，そこが「三太郎線」と通常呼んでいるところだが，そこから分岐して，山側，西側の方に入っていく，奄美中央線（中央林道）につながる道があり，そこがいわゆるスタルマタ線と呼ばれている。この辺りが，中央線は核心地域であるが，その核心地域までつながる道として，一部推薦区域にも入っており，非常に希少種の密度が高いところである。最近，その利用が増加していることから記載している。

越間会長（奄美観光協会）：ちなみにそこは私有地なのか。

千葉上席自然保護官（環境省）：奄美市道であるため、市が管理している。そこは三太郎線と同じ。

藺代表（環境ネットワーク奄美）：国立公園の線引きについて、その保護する対象の範囲を広げる
というような意見は出ているのか。ぜひ、広げてほしいと思うところが若干ある。

千葉上席自然保護官（環境省）：将来的には必要などころがあるかもしれないが、今回の勧告事項
への対応として、国立公園区域を広げることは今のところ考えていない。調整が必要なことで
ある。他にも検討が必要なこともあるかもしれないが、今後の課題としてご意見をいただければ
と思う。

（２）利用適正化の取組について

◆資料３：奄美大島行動計画 進捗状況等 一県自然保護課 栗栖主幹より説明

◆大西室長の進行により、以下のとおり質疑応答、意見交換を行った。

清正理事（野鳥の会）：「侵略的外来種への対策強化」のところ、前回の地域連絡会議（H29年7
月19日）で植物の関係から田畑先生からオオキンケイギク以外にも問題のある特定外来種の植
物があることもぜひ出してほしいとお話があったと思うが、アメリカハマグルマやタチスズメ
ノヒユ、ツボミオオバコ、法面の吹き付けの事例などをぜひ共有していただきたいという意見
がその時出たと思うがいかがか。今回は消してしまったのか。

栗栖主幹（県）：基本的なまとめ方として、いただいたものを削ったりはしていない。元々の地域
別行動計画は変えていないが、取り組みの中で取り上げた方が良いのではないかとすることが
あれば載せていく。その会議の議事録を確認したい。

山室氏（奄美哺乳類研究会）：「TNR事業の実施」とあるが、せっかく捕まえたノネコを放して
しまうのはどうかと思う。希少種の多い湯湾岳や住用町の神屋などの周辺で捕獲したネコはT
Nまではいいが、Rはしないでネコの収容施設がせっかくできたのでこちらに収容してはどう
か。このネコの収容施設が元々ノネコの捕獲事業のためにつくられたものだが、実際に今の捕
獲状況を見ても、あまり活用できていないため、少なくともノネコの捕獲が軌道に乗るまでは
この施設を利用して、収容できるだけ収容して、譲渡の方に回したらどうか。

千葉上席自然保護官（環境省）：今初めていただいた意見のため、この場で具体的なことは答えら
れない。TNR事業は5市町村の協力のもと実施しているところである。ノネコの捕獲がまだ
なかなかうまく進んでいないところではあるが、徐々に軌道に乗ってくると思うので、その事
業の施設を収容施設として使用するという事は今すぐにはできない。今日いただいた意見に
ついては、関係機関と共有し、今後の課題とさせていただきたい。

境田事務局長（あまみ大島観光物産連盟）：情報提供だが、「クリーンキャンペーンの実施」について、今年度は10月10日、瀬戸内町ホノホシ海岸に決定している。

岡主事（奄美大島自然保護協議会事務局）：1点追加願いたい。「環境学習の取組の推進」について、取組の実施主体は奄美大島自然保護協議会、取組の概要は、奄美大島こども世界自然遺産講座の実施。主な取組の内容は、奄美大島の自然に関する学習、屋久島への宿泊研修を行い、この2地域の自然の違いを勉強していただき発表するという取組を今年度から実施することとしており、すでに屋久島での宿泊研修を実施したところである。今のところ来年度以降も継続して実施する予定。

（3）その他

◆資料4：地域連絡会議奄美大島部会 今後の取組に関する意見について ー 県 栗栖主幹より説明

大西室長：いただいた提言については、これができればと思うことも多いが、なかなか予算と推薦に向けての期間が短い中で、優先事項を考えていかなければならない。関係機関の方は、これを参考にしながら、今後の事業などに役立てていただければと思う。ご提言いただいた関係機関の皆様は、今後の取組についてアドバイス等いただければと思う。いただいた意見について、これだけは発言しておきたいことや質問があればお願いします。

半田氏（奄美哺乳類研究会）：TNRについて。今TNRが進んでいるが、愛護団体、たとえば鹿児島市のイヌネコと共生できる社会を目指す会というものがあるが、そこも独自に奄美大島で、報告によると340頭くらい、動物基金の方もこれから1万頭目指して頑張りたいと。それから鹿児島大学では180頭を計画している。市町村の方も計画を立てている。このようにTNRが進んでいくなかで、取組の統合や情報収集するなど、一括してとりまとめるところはあるのか。

千葉上席自然保護官（環境省）：5市町村で構成している奄美大島ねこ対策協議会があるので、その協議会の方でその対応はしていると思う。ボランティア団体の方で実施されようとしているTNRについては、捕獲から実施まで一貫してできない部分もあるので、そこは市町村の方で責任を持って実施できるような態勢で実施していただくということになるが、そのようなことは5市町村で共有しながら進めていく。

岡主事（奄美市）：本日担当課が不在のため、確定した回答をすることができないが、いただいたご意見については担当課である環境対策課に共有させていただく。

大西室長：今日色々な発言をいただいたが、始まったばかりの取組であったり、動きであったりするところもあり、今後そのような状況を踏まえながら、それぞれの関係機関でも検討していくことになるかと思うので、ご理解いただきたい。これまでの議事全体を通じて、何かご意見などあればお願いします。

清正理事（野鳥の会）：ガイドのお客様が、虫捕りをしたいと言われたときに、具体的に紹介してよい場所、してはいけない場所、網を振ってはいけない場所など、細かく詳しいエリアなど、どこかで見ることはできないか。現状では、野生生物保護センターへお電話して聞いてくださいとしか答えようがない。私自身も、このエリアが第一種とか特別地域とか言葉としては分かるが、具体的にこの道路のこの辺といったことがなかなかまだ頭に入らない。それを確認する何らかの地図などがあったら教えていただきたい。すべての場所でダメですよとは言えないと思う。

千葉上席自然保護官（環境省）：国立公園の指定エリアについては、まだ看板類の設置や地図の周知が不足していると思う。今後、看板類を設置して区域を明示していくことや、不正行為がないようお知らせするというのもしていく。今、レンタカー会社をお願いをして、レンタカーの中に、国立公園の区域図も入った普及啓発のチラシを中に置かせてもらうような取組を行っている。900 台のレンタカーの中に備え付けで置いてあるが、縮尺が非常に小さかったりするため、分かりにくいということはあると思う。なかなか現地で、ここは特別保護地区であり、ここは第一種特別地域であるといったピンポイントでお知らせすることはできていない。そのあたりは、各役場で備え付けている区域図やホームページなどを参照していただき、補填していただきたい。不明な点はお問い合わせいただくということで、お願いせざるを得ない。ただ、ご承知の通り非常に希少種が多いので、その種自体に規制がかかっているものもたくさんある。エリアだけでなく、種自体に規制がかかっていることもお知らせしていかなければならない。なかなか、「昆虫捕っていいですか」と言われて、何もなしにこの場所で良いですよと言いつらいということもある。ここ奄美大島の場合とくに難しい。例えば名瀬の近郊であったとしても、もしかしたら希少種が捕れる可能性もなくはなく、そのあたりは難しいところ。野生生物保護センターにもこの夏かなりの問い合わせがあり、その場合丁寧に説明するようにはしている。ガイドさんも含めて、新しい知識を知っていただいて、その上で、皆様にもご協力いただき、普及啓発をこれからしていかなければならないと思っている。区域については、色々な場所で配布をしたり、ホームページにも掲載をしているので、それを見ていただきたい。現在、環境省のホームページ上で、地図情報で Google マップなどと連動させ、国立公園の区域が自分のいる位置情報と合わせて確認できるシステムがあり、最近できたシステムであるが、それも併せて普及啓発を進めていきたいと思う。

清正理事（野鳥の会）：ぜひ、手引書のようなものを作っていただきたい。説明しづらければ余計必要だろう。

千葉上席自然保護官（環境省）：ルールブックのようなものは必要だと感じているので、考えていきたい。

4. 閉会（大西室長）

本日いただいたご意見、取組については、今後、関係機関において対応等を検討させていた

だきたいと思う。最短で来年2月に推薦書が提出されると、来年の夏から秋にかけてIUCNの現地調査という流れになるのではないかと思う。今年5月の勧告においても、行政だけでなく関係団体の皆様との連携した取組、このような会議の開催も含めて評価されているところである。私たちも必要な取組を進めていくが、皆様においても引き続きご協力とご支援をお願いしたい。

以上